強度行動障がいと生活の組み立てに関する講義

地域生活と行動援護の関係

行動援護サービスは、2005年（平成17年）に支援費制度をもとに作られました。

そんな行動援護と地域生活の関係性について2つの特徴があります。

【特徴1】地域で生活する人たちを支える居宅系サービス

もともと居宅系のサービスは高齢者の介護を想定して生まれたホームヘルプサービスの流れからできており、からだが不自由な方の人に代わって家事援助と身体介護を中心に行われていました。しかし、重度の障害があっても地域で生活するためには自宅内で行われるサービスだけでは不十分といったことが問題視され行動援護というサービスの体系が生まれました。

【特徴2】強度行動障がいのある人の外出支援のサービス

長い歴史の中、重度障がい者を支えるためのサービスは施設関連のものが中心であり、地域住民として生きることを支えるサービスが充実していたとはいえない状態でした。支援費制度が導入される中、契約でのサービスが生まれ重度の障害があっても地域で生活し社会参加するための外出支援という居宅介護の中でも特別なサービスが出来たことにより、地域で暮らすことが現実的になってきました。

ライフステージに応じた支援

行動援護サービスの対象者は多くが重い障害と強い自閉スペクトラム症の特性を持つ人です。この2つの障害が重複すると「物事を理解すること」と「行動する表出面」に困難を抱えることになります。
また、それと同時に多くの自閉スペクトラム症の感覚の特異性といった特徴があり、必要な刺激を感じられない、逆に過度に感じすぎてしまう、といったことが起こります。これらは個々によって異なり、その人に合った方法での支援が必要です。それらが不足すると2つのストレスが生まれます。それは、「わからないストレス」と「できないストレス」です。
そういった背景もあり二次的な問題が形成されていきます。これがいわゆる強度行動障害といわれるものです。これらのストレスを訴える手段として身に付けた方法が大きな声を出す、物を壊す、自傷行為、他害行為です。そして、ときにはストレス発散やからだの不調や痛みを軽減させるためにそうすべきだと誤って学習し、行動障害を繰り返すこともあります。
こういったことが起こらないよう私たち介護従事者が適切な支援を把握し、さらに起こるであろう問題に対しても予測しサービスを提供する必要があります。
行動援護サービスは、子供の時から高齢になるまで地域で暮らす限り利用できるサービスの1つです。ライフステージでの問題は変わっていきます。その人生の段階ごとに必要に応じて二次障害の発生を防ぐこと、そして障害を理解することな二次障害の軽減にもつながり利用者自身のストレスのない生活にもつながります。

【重要①】障がい特性をしっかりと把握する
【重要②】障がい理解を心掛ける

実際の現場で気を付けて支援している事例

【事例1】自転車のスタンドのロックをかける利用者

特定の場所の特定の自転車のスタンドにロックをかける利用者がいました。自転車はあるときとない時があります。ある時は車の注意の声掛けをしながら視線を違う所に向けてもらい尚且つ、自分のからだで自転車が見えないように利用者の視界を防ぐ位置取りを行う。

【事例2】電車の窓が開いていると閉めていく利用者

乗った電車で窓が開いている車両に入った場合、窓が開いていない車両に移動する。ない場合は、最寄りの駅で降りて再度、乗りなおしたり各駅電車で人が少ない車両を選び、窓を閉めさせてあげる。

【事例3】食べ物を購入する前に開けて食べてしまう利用者

コンビニやスーパーの前を通ると店内に入ってしまい、お菓子の袋を開けて食べてしまうのでコンビニやスーパーの前やお菓子が並んでいる動線は使わない。障がい者のスポーツ施設でも売店がある場合は、遠回りしてでも前を通らない。

適切なサービスを提供するためのアセスメント

行動援護のヘルパーには外出している時だけの支援だけではなく、事前に様々なアセスメントを行い、アセスメントに基づいて準備をすることが必要です。ここでいうアセスメントとは家族関係や生活環境といった様々な状況や利用者本人の得意な事、苦手なことなどの情報を事前に収集しておきます。

その中でも最も大切な情報としては「障害特性」についてのアセスメントです。行動援護のヘルパーには、障害特性に関する深い知識と特性理解を根拠にした支援技術が必要です。

これらの事が事前に情報としてあることにより、外出支援におけるこの先起こりうる予期せぬ二次的な問題を生み出すことを回避できます。

行動援護のヘルパーの役目

行動援護のヘルパーは居宅型サービスの中でも「外出」という支援です。そのこともあり、社会で生活する様々な人たちの目に触れるサービスになります。
そして、外出援助だからこそ予期せぬ状況が訪れる中で仕事をするといった特徴があります。そのため、必然的に利用者に向けた仕事だけではなく、社会に向けた言動を意識する必要もあります。
利用者への支援だけではなく、社会に対しての重度障がい者のイメージや障害福祉の理解に関することも私たちヘルパーが社会に対して発信していることも業務を通じて行う仕事でもあります。これはある意味で本業業務にプラスされるオプションのような感じにはなりますが、社会側にとってはとても大きなイメージを与えることになります。
周りの目も意識しながら利用者様の障害特性を理解し、円滑に移動できるような支援が必要となります。